## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶応義塾経済学会会則 経済学会研究報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.5 (1953. 5) ,p.93- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530501-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

目標として掲げていた。 下に團結し、教皇の支配する統一ある世界國家の實現を究極

であった。 て强力な王政の確立を念願し、アンリ四世に依つて嘗て實現さ フランス人 點」を結成し、無政府と宗教的熱狂とを極度に嫌つ 絶對視して譲るうとしなかつた一部のユグノー教徒は「善良な の最も極端な例がユグノー教徒の間に見出された。即ち王棚を治を規制し得る限界について懐疑的な人々があつた。そしてこ 宗教が未だに政治を規制していた當時において早くも宗教が政然し教権は果してこのように絕對的なものなのであろうか。 れたことのある統一フランスの再現を直接の目標としていたの

専制君主國の完成こそ實に宰相リシュリューの究極目的であつ を置いて地方行政を擔當させたのであつた。弧力な王権獨裁の を廢止し、高等法院は王權に獨立して司法行政に容喙しようと する傾向があつたからその權限を縮小し、王に直屬する監督官 權の張化を企圖した。このため王權の競合的存在は悉く排撃さ 甚だ大であつた。ところでこの大宰相は施政の常初において王 ランスの罰業は、質にこの質踐家の賢明と努力とに負うところ は近世屈指の政治家であつて、次代ルイ十四世治下におけるフ 1、フランス政界は一變した。内外の國事を獨裁したこの宰相尤も一六二四年に リシュリュー が 政治の樞機に 参輩して以 即ち三部會は王槻の専制を掣肘するものであるからこれ

> ューにおいては神の法が統治の最高規準であり、専制君主と雖法と合致するよう指導しなければならない。要するにリシュリ 民一人一人の些細な行動について迄も干渉し、常にそれが神の あると考えた。しかもリシュリューに依れば、國王が地上にお たのであつた。 も神の意志を國民の間に徹底させる一種の仲介者に過ぎなかつ いて神の法を實現する最高の責任者であり、このため國王は國 かつた。徹底した現實主義者であつたにも拘わらず、 ーは神の法を地上において實現することが國家の最大目的で は國王の専制を無制限に容認したのではな ŋ. ٧ ع

法に則つて統治された道義國家でなければならないと説かれる 考えない。寧ろリシュリューにおいてはフランスこそが全ヨーュリューは政治の實際面においても教權が王權に優越するとは のであつた。 ロッパの中心であり、諸外國の中心である以上フランスが神の あつたリシュリュー つたリシュリューにとつて當然のことといえよう。然しリシ地上における神の法の實現を說いたことは、元來が樞機陣で ーにおいてはフランスこそが全ョー

- 本會は慶應義勢經濟學會 (The Keio Economic Society)と称する。
- 本會は經濟學の研究及びその獎勵、 相互の親陸を闘ることを目的とする。 普及並びに會員
- 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行う。
- 研究會の開催
- 二 機關誌「三田學會雜誌」及びその他研究成果の
- その他本會の目的を達成するため適當と認める他の學會及び諸團體との連絡講演會、資料展覽會の開催
- 界と事文する者と以て出版する。本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟 學を専攻する者を以て組織する。
- Ti. 本會に左の役員を置く。
- 會長
- 委員 二者一名名名
- 二名
- が依赐する。委員及び監事は總會に於て會員の互選會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長

應慶義強經濟學會內則

によつて定める。

- 第七 會長は本會を代表し會務を總理する。 諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行す會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の る。監事は會計を監査する。
- 八 條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げ
- 第九 條 會長は年一囘總會を招集する。但し必要に應じ臨時 總會を招集することができる。
- 第十 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。
- の配布を受けることができる。
  會員は機關誌「三田學會雜誌」及び其他本會刊行物
- 本會の經費は會費、赞助金、補助金及び其他の收入 を以て之に充てる。
- 第十三條 日迄とする。 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一
- 第十四 本會々則の變更は總會の決議による。
- 第十五條 經濟學會委員 〈昭和二十八・四 改選〉 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。
- 片岡一郎。常磐政治、山部德雄 辻村江太郎 中鉢正美 中增高村里健康

## 經濟學會研究報告(昭和二十八年三月)三田學會雜誌 第四十六卷 第五號

. レ゛	十二月四日、フィヒテに於ける法と經濟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一月二十	月融)二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	月後上に	十一月六日の模型・企業活動におけるニアープログラミング	十月三十日・現代企業に於ける豫算制度の一考察國際收支の貨幣的調整・	十月二十三日 鐵道差別賃率の根據に關する理論 漁業實態調査暫定報告C九十九里と饒律>	十月九日(二)十七年度)	★ 2 至 不 2 辛 十 一 旧和 二 十 八 年 三 月 /
福岡正夫	服部成三郎	町田義一 劇	村井俊雄	吉田啓一	尾崎嚴	和田木松太郎 彩	,增 伊 井 東 健 古		へ甲三月

ロックの社會思想史的一考察日本林業史研究()	i業 業一	トテニ しイ・ 1の)	月二十九日芝浦における日雇勞働者の實態助的貸借對照表とコンテンラーメン	十八年度)、漁業研究・「月十八日	濟 -
植金	靑 鈴	梅	黑 高	737	野
木丸	沼,木	谷	川橋吉之	,原	П
憲平	· 滿 古	泰	俊之	又	
二八	松一	夫	雄助	古。	耐